

平成 28 年 6 月 7 日 開会

平成 28 年 6 月 17 日 閉会

(定例第 2 回)

日吉津村議会会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 35 号

平成 28 年第 2 回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 28 年 4 月 27 日

日吉津村長 石 操

1. 日 時 平成 28 年 6 月 7 日 午前 9 時 00 分

2. 場 所 日吉津村議会議場

○開会日に応招した議員

1 番 河 中 博 子	2 番 景 山 重 信
3 番 松 本 二三子	4 番 加 藤 修
5 番 三 島 尋 子	6 番 江 田 加 代
7 番 山 路 有	8 番 井 藤 稔
9 番 松 田 悅 郎	10 番 橋 井 満 義

○応招しなかった議員

な し

第2回 日 吉 津 村 議 会 定 例 会 会 議 錄 (第1回)

平成 27 年 6 月 8 日 (月曜日)

議事日程 (第1号)

平成 27 年 6 月 8 日 午前 9 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 3 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 5 報告第 4 号 平成 27 年度日吉津村土地開発公社決算報告について

日程第 6 報告第 5 号 平成 27 年度株式会社ひえづ物産決算報告について

日程第 7 報告第 6 号 平成 27 年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について

日程第 8 報告第 7 号 長期継続契約について

日程第 9 報告第 8 号 行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究について

日程第 10 報告第 9 号 総務経済常任委員会の調査研究について

日程第 11 報告第 10 号 教育民生常任委員会の調査研究について

日程第 12 議案第 30 号 専決処分の承認を求ることについて (日吉津村税条例の一部を改正す
条例)

日程第 13 議案第 31 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算第 (第 2 回) につ
いて

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 3 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 5 報告第 4 号 平成 27 年度日吉津村土地開発公社決算報告について
日程第 6 報告第 5 号 平成 27 年度株式会社ひえづ物産決算報告について
日程第 7 報告第 6 号 平成 27 年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について
日程第 8 報告第 7 号 長期継続契約について
日程第 9 報告第 8 号 行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究について
日程第 10 報告第 9 号 総務経済常任委員会の調査研究について
日程第 11 報告第 10 号 教育民生常任委員会の調査研究について
日程第 12 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例の一部を改正する条例）
日程第 13 議案第 31 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算第（第 2 回）について

出席議員（10 名）

1 番 河 中 博 子	2 番 景 山 重 信
3 番 松 本 二三子	4 番 加 藤 修
5 番 三 島 尋 子	6 番 江 田 加 代
7 番 山 路 有	8 番 井 藤 稔
9 番 松 田 悅 郎	10 番 橋 井 満 義

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人

建設産業課長 松嶋宏幸
教育長職務代行 下口哲司
会計管理者 前田昇

建設産業課参事 益田英則
教育課長 松尾達志

午前 9 時 00 分開会

○議長（橋井 満義君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員数は 10 名であります。定足数に達しておりますので、平成 28 年第 2 回日吉津村議会定例会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。なお、会議に先立ち本定例会より、各議員、そして職員はクールビズにて対応させていただきますのでよろしくお願ひを申し上げます。

そして、本定例会におきます提案の議案につきましては、いずれも重要な議案でございますので、議員におかれましては慎重審議、そして懸命なる議会活動における結果を出していただきたいというふうに思います。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（橋井 満義君） 第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、1 番、河中博子議員、2 番、景山重信議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（橋井 満義君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会委員長から答申のあったとおり本日から 6 月 17 日までの 11 日間とし、審議予定はお手元に配布のとおりとしたいと思います。これにご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 17 日までの 11 日間、審議予定はお手元に配布のとおりと決定をいたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（橋井 満義君）　日程第 3、諸般の報告を行います。議長の報告をいたします。まず、説明員の報告、地方自治法第 121 条の規定により村長並びに教育委員長に出席要求をし、村長、教育長・職務代行者以下担当課長が出席をしております。

請願、陳情の付託報告、本日までに受理した請願、陳情は、お手元に配布の請願、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので報告をいたします。なお、各請願、陳情とも会期中の付託といたします。

出納検査報告、お手元に配布のとおり監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧をしていただきたいと思います。

陳情の処理経過及び結果の報告、3 月定例会において採択となりました軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める陳情、ほか 3 件につきましては、3 月 22 日付で提出者に審査結果の通知をいたしました。

意見書の処理報告、3 月定例会において可決されました精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出に関する陳情書ほか 1 件につきましては、3 月 22 日づけで関係方面に提出をいたしました。

行事報告、3 月定例会から本日までお手元に配布の資料のとおりでございます。

次に、村長からの報告事項があれば報告を願います。

はい、石村長。

○村長（石 操君）　平成 28 年第 2 回の定例議会の開会にあたりまして諸般の報告を申し上げます。まず、山西教育長ならびに奥田教育長職務代行に辞任について申し上げます。山西教育長におかれましては平成 21 年 4 月 1 日から約 7 年間教育長として本村の教育行政にご尽力をいたしてきたところであります。しかし、一身上の都合によりまして、去る 4 月 14 日をもって辞任をされたところであります。また奥田教育長職務代行におかれましては、平成 16 年の 10 月から 6 年間教育委員として、さらに平成 22 年 10 月 1 日からは約 5 年間教育委員長として、そしてその後は教育長職務代行としてご尽力をいただきましたが、これまた一身上の都合によりまして 5 月 23 日に辞職届が提出されまして、5 月 31 日をもって受理いたしました。お二人には本村の教育行政に多大なる成果を上げていただきましたので、この場を借りて感謝をし、お礼を申し上げる次第であります。そして 5 月 26 日の教育委員会において、教育長の職務代行として下口教育委員にお願いをしたところであります。教育長と教育委員が不在という状況になっておりまして、村民の皆さんに多大なご迷惑をおかけしているところであります。現在、人選に奔走し、努力を

しているところでございますが、なるべく早く人選をし、教育長と教育委員の議会への提案をさせていただく所存でありますので、ご理解をいただきますようお願いをするものであります。

次に熊本地震についてであります、4月14日に熊本県の熊本地方を中心とするマグニチュード6.5の地震が発生をしまして益城町では震度7を観測しました。さらに16日にはマグニチュード7.3のこれが本震だといわれておりますが、7.3の地震が発生し、西原町と益城町で震度7を観測し、熊本県を中心に甚大な被害が発生しました。これは平成7年に発生した阪神淡路大震災と同規模の大震災であって記録的な震災となりましたが、被災をされた方々に対しまして心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧を願うものであります。

さて、熊本地震の発生を受け本村では、翌日15日にいち早く役場の各課窓口やヴィレステひえづ、社会福祉センター、うなばら荘などに募金箱を設置し、義捐金をつのっているところであります、今後、日本赤十字社を通じて熊本の被災地に送りたいというふうに考えております。

また、県市町村の連携備蓄でございますアルファ米でございますけれども、支援物資として提供することになります、18日に本村から550食を提供し鳥取県が取りまとめ、熊本へ物資輸送がされております。また、鳥取県と連携し、東日本大震災同様に被災地への職員派遣を予定しているところであります、復興の一助としてきょうから1名避難所支援に出ました。それから業務支援に保健師が1名予定されております。加えて支援ボランティア2名の職員派遣を予定しているところであります。今後も、鳥取県と連携しながら、復興支援に協力をしてまいりたいというふうに考えているものであります。

次に最近の国の動向についてであります、ご案内のとおりでございまして、5月26日と27日に主要国首脳会議、いわゆる伊勢志摩サミット終了後に安倍総理は、世界経済が減速不安定化する中で、消費税率増税によって国内景気が低迷下し、政府の最重要課題であるデフレ脱却が困難になることを恐れられ、平成29年4月に予定をされておりました消費税率10パーセントへの引き上げを、平成31年10月まで2年半再延期する考えを、6月1日の通常国会の閉幕にあわせ表明されたところであります。総理は消費税増税延期の是非について7月10日に実施予定の参議院議員選挙を通じて国民の真意を問いたいと述べておられますが、消費税率8パーセント引き上げ以降、個人消費の回復が遅れ、都市部はもとより地方にも影響を及ぼすものであり、さらに社会保障政策の充実や財政再建に影響が出る事態も懸念をされておりますので、今後の国の助成を引き続き地方自治体としては、注視をしていく必要があるというふうに考えております。また、この28年6月19日に施行されます公職選挙法等の改正により、選挙権年齢がこれまでの満20

歳以上から満 18 歳以上に引き下げられます。選挙権年齢が引き下げられたねらいは、将来を担う若い世代に選挙や政治に対する関心を高めてもらうことや、若い世代の意見をもっと政治に取り入れていくことあります。施行後初めて行われます国政選挙から適用となり、7 月 10 日の参議院議員選挙が初めてとなりますので、18、19 歳の方にも選挙に出かけていただくよう 6 月 19 日以降に通知をするとともに、村報 7 月号で周知をはかつてまいる考えであります。

次に、地方創生について申し上げます。昨年 9 月に、日吉津村地方創生総合戦略を策定いたしました。わが村の 2060 年の人口を、3600 人を目指して移住定住支援、子育て支援、雇用支援、地域づくり・地域連携の 4 項目を柱に取り組んでいるところであります。平成 27 年度は、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金によって、本村単独では小規模保育施設支援事業や、新築住宅の利子補給事業などを実施するとともに、県西部市町村による広域連携事業では、移住定住や観光による事業を、実施しをしてきたところであります。この地方創生 27 年度分の地方創生事業につきましては、日吉津村地方創生総合戦略の目標達成のために、今後は村の一般財源によって引き続き事業を実施することといたしております。今年度の内に、平成 27 年度実施分の効果の検証をいたしまして、9 月の決算議会では報告をさせていただく予定にしておるところであります。今年度はこのほか、地方創生加速化交付金を活用し、繰越事業として広域連携の観光事業でございます。大山開山 1300 年祭推進事業等を実施することとしており、また国が今年度新たな地方創生事業に対し、交付いたします地方創生推進交付金につきましては、本村単独の申請ではなく、県西部の自治体と連携をして広域的な事業を検討しているところであります。

次に、子育て支援の取組み状況及び今後の推進について報告を申し上げますと、本村では、平成 26 年度からひえづ版ネウボラを目指して、地域少子化対策強化事業、妊娠出産包括支援モデル事業を実施し、他の地域に先駆けて先進的に取り組んできたところであります。27 年度の妊娠出産包括支援事業では、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として子育て世代包括支援センタースマイルハグを福祉保健課内に設置し、母子保健コーデネイターが妊娠期から子育て期までの情報提供や支援相談を行うとともに、妊娠期から就学までの個別の支援計画に合わせた子育てプランを、母子健康手帳交付時に提供いたしております。また、気になる妊婦には子育て応援プランを作成し、助産師、保健師等による個別相談や継続訪問を行う、産前産後サポート並びに助産師、保健師などが子どもの生まれた全世帯を訪問し、育児に関する情報提供や相談支援を行う産後ケアを実施をしておるところでございまして、今年度はさらに母子健康手帳交付時や赤ちゃん訪問時に、育児パッケージの配布を始めたところでございます。

その他保育所では、障がい児保育、低年齢時保育士特別加配、多子世帯保育料軽減などの支援を行い、小規模保育所の保育士の就労環境改善のための支援を引き続いて行ってまいります

また、鳥取県の特別医療助成制度の改正にあわせまして、平成 28 年 4 月から小児医療助成の対象年齢を 18 歳までに拡大するなど子ども子育ての支援の取組みを、展開を引き続きしてまいる方針であります。

次に健康寿命の延伸について申し上げます。本村は早期の疾患の早期発見のための妊産婦や乳幼児に対する健診の推進、禁煙対策、特定健診、特定保健指導等を通じた生活習慣病予防等の推進、がん検診の受診率向上によるがんの早期発見、高齢者の肺炎予防の推進、高齢者のジェネリック医薬品の使用推進促進や重複受診の抑制、介護予防、認知症予防の推進など健康寿命の延伸に向けて取組みを進めてきたところでありますけれども、平成 27 年度は国保のレセプト、健診情報等のデーターを利活用し、介護予防等の視点も踏まえた保険事業等を推進するとともに、データーヘルス計画策定に向けた庁内の学習会、先進地への聞き取りを行ったところであります。

現在、本村の健康課題の現状分析を行っておりますが、健診結果において血糖値など県内市町村の中でも最も高い値を示している項目もございました。この結果を踏まえて、町の保健室と銘打って今後自治会に出向くなど、本村のデーター分析から見える健康課題の説明やその対策の周知や、住民の皆様方からご意見をちょうだいする機会を設ける予定にしておりますので、ぜひともご参加をいただきますようお願いをするものであります。

また、今年の秋にはデーターヘルス計画を策定し、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保険事業や介護予防事業につなげてまいりたいと考えております。あわせてヴィレステひえづでは保健師を配置し、乳児健診や特定健診、がん検診等はもちろん、土日の健康相談窓口も開設をしており、こころの健康に関する普及啓発や地域包括ケアシステムの構築に向けてさらに努めてまいりたいと考えております。

次に、国道 431 号およびイオン日吉津ショッピングセンター周辺道路の渋滞対策として、国道 431 号の境港方面からイオン日吉津店への入店の左折レーンの設置が本年 5 月に、また、イオン日吉津店の駐車場の拡張整備対策として、イオン東館の北側に全体計画 3 ヘクタール 1100 台分の予定のうち、2 ヘクタール 740 台分につきましては昨年完成されました。この結果、431 号およびイオン日吉津店周辺での交通渋滞が改善され、さらなる活性化にも期待がされるところであります。

また、国道 431 号、村道富吉線の開発については、良好な街づくりを推進するため村民の参画

で策定した土地利用計画及び本村都市計画マスタープランに将来の方向性を盛り込んでおります。この土地利用を実現するために、平成 26 年度に鳥取県が作成される米子境港年計画マスタープランの見直しが行われたところであります。今後は県等との協議を重ねて地区計画を導入し、商業・居住・営農環境など良好な村づくりを進めてまいります。なお、具体的な動きとしましては、民間事業者が富吉地域で商業施設の開発を計画をされております。431 周辺でありますが、商業施設の開発を計画されております。

次に、農業についてでございますけれども、平成 26 年度に始まりました担い手への農地集積集約化を加速するための新たな制度でございます、農地中間管理事業につきましては、この 2 年間でいわゆる担い手と呼ばれる農地の借り受け希望者は 19 名ございました。また、貸付希望者は 14 名の方がございました。そしてその貸付希望面積農地は 3.4 ヘクタールございましたが、この中で、7 名の方の貸付希望農地 1.95 ヘクタールが 4 名の方に利用配分ができたところであります。いわゆる借り受けをしていただいたということでございます。なお、貸付希望農地であっても、圃場が不整形であったり、また、当該農地面積が小さかったりして、作業効率のよくない農地や、一部荒廃が見受けられる農地などについては貸借が成立がしておりませんが、本年度も引続いて農地中間管理機構や農業委員会と連携しながらさらに取組みを進めてまいる所存であります。また、昨年 12 月に日吉津村内で新規に農業を始められた農業者 7 名の方と先輩農業者 5 名、及び関係機関の方々で 17 名で意見交換会をして、新規就農者と語る会を実施をいたしました。本年も語る会を実施し、新規就農者の育成サポートを行っていく考えでおります。また、人・農地プランで地域で農業を行なわれる中心経営体、また、中間管理事業で担い手への農地集積集約化に努めてまいる所存であります。また、あらたに創設されました日本型直接支払い制度の中の、農地・農道、水路の維持管理に対して交付されます多面的機能支払いにつきましては、昨年富吉地域の 16 号用水路沿線関係者による組織が立ち上がりまして、約 17 ヘクタールで取り組みが行われています。平成 28 年度からは活動内容をさらにレベルアップして活動が展開をされる予定であるというふうに聞いておりますので、今後も農業農村の持つ多面的機能の維持発揮による構造改革を後押ししていく考えでございます。引き続き、活動組織に対して必要な支援を行ってまいる予定でございます。

以上、平成 28 年第 2 回定例議会の開会に当たり、諸般の報告とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第3号 から 報告第7号

○議長（橋井 満義君）　日程第4、報告第3号、平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第5、報告第4号平成27年度日吉津村土地開発公社決算報告について、日程第6、報告第5号平成27年度株式式会社ひえづ物産決算報告について、日程第7、報告第6号平成27年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について、日程第8、報告第7号、長期継続契約について、以上5件については、村長からの報告でありますので一括議題といたします。村長の報告を求めます。

はい、村長。

○村長（石 操君）　ただいま一括議題としていただきました報告第3号、平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第4号平成27年度日吉津村土地開発公社決算報告について、報告第5号平成27年度株式式会社ひえづ物産決算報告について、報告第6号平成27年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について、報告第7号、長期継続契約についての報告内容を申し上げます。

まず、報告第3号の平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、別紙計算書のとおり5事業について平成28年度に繰越をいたしましたのでご報告を申し上げます。

次に、報告第4号は、平成27年度日吉津村土地開発公社決算報告についてでございまして、資料の2ページをごらんいただきますと、決算書を提出しちょうだな。決算書の2ページをごらんいただきますと、平成27年度の土地開発公社の事業としては農村土地利用活性化構想用地、いわゆる日吉津物産の持ち分16分の1の面積で、126平米を村に売却をいたしております。これは平成13年度より実施をいたしておりますが、今年で16分の15が完了いたしました。また、道路改良用地として、1170平米を、うなばら荘駐車場用地として1358平米、その他農村土地利用活性化構想用地として755.59平米を村に売却しております。平成27年度の処分面積は合計3409.59平方メートルで、処分価格につきましては、1億332万2,546円となっております。

次に3ページから5ページまでの損益計算書、貸借対象表、財産目録についてご説明をいたします。損益計算書の収益の部では、事業収益の内、公有用地売却収益は村に売却した道路改良用地など1億332万2,546円であります。付帯事業収益はイオンからの土地賃貸収入、日吉津物産借地料、電柱敷地料など合計440万4,391円であります。事業外収益につきましては、村補助金として借入利息相当の受け入れ額、受取利息として普通預金と定期預金の利息の合計292万158

円でございます。つづきまして費用の部であります、事業原価は公有地売却分の原価 1 億 332 万 546 円、一般管理費は県及び村の法人税や土地改良区の賦課金を租税公課に、借入元金や利息を資金移動する際の振込手数料を支払い手数料に、法務局の登記手数料及び預金残高証明料を雜費に計上し、経費合計は 9 万 2,863 円でございます。事業外費用は借入金に対する支払い利息 291 万 7,743 円でございます。収益の部と費用の部から差引合計 441 万 3,943 円が当期利益となりました。

次に 9 ページの貸借対照表の資産の部についてであります、流動資産として預金が 820 万 6,383 円、固定資産として公有用地が 4 億 1,785 万 7,887 円という状況であります。負債及び資本の部では流動負債として短期借入金、未払い費用及びイオンから預かり敷金の合計 5,121 万 7,055 円、固定負債として長期借入金 3 億 155 万 4,589 円でございます。出資金が 500 万円、積立準備金が 6,829 万 2,626 円となり 27 年度までの運営益で当期利益金を含んだ額であり、合計 4 億 2,606 万 4,270 円の事業規模となりました。なお、出資金及びイオンの預かり敷金は定期預金といったしております。

次に、5 ページの財産目録についてでございますが、先ほど申し上げました事業規模の資産があり、出資金及び運営益をのぞいた 3 億 5,277 万 1,644 円が負債で、差引の純資産額は 7,329 万 2,626 円となっております。その他として 6 ページから 8 ページには預金、公有財産、借入金、及び基本金の明細表を添付しておりますので、ご参照をいただきますようお願いいたします。

次に 8 ページ後半から 9 ページにかけて経営健全化計画の進捗状況を掲載をいたしております。この計画では平成 27 年度末で、2 億 8,000 万円となる予定でございましたが、第 3 者に引き渡す予定をしておりました土地の交渉が進まなかつたために、4,800 万円を平成 28 年度へ繰り延べ売却する予定としたところであります。本公司は平成 25 年度より、この計画に基づいて土地の売買を進めており、今後も計画どおりの遂行に努めてまいる所存であります。なお、9 ページの事業実績の表中の指標につきましては健全化の状況を示すものでございまして、村の平成 26 年度標準財政規模を使用し再計算し、平成 27 年度以降の数値を更新をいたしております。

次に報告第 5 号、株式会社ひえづ物産決算報告について別紙のとおり、第 17 期の決算報告書を付しまして報告をさせていただきます。株式会社ひえづ物産はご案内のとおり、賃料収入により経営をいたしておりますところでございまして、損益計算書の売上高は 1,892 万 1,026 円販売費及び一般管理費などを差し引きまして登記準利益金額は 26 万 5,980 円となっております。近年の営業状況は微増という難しい状況ではありますが、このような中で空き店舗の 14 坪がスペースとして

残っているところでありまして、現在、既存店舗の方に対する利用を進めたり、パン屋等に出店の話をしておりますが、6月を目途に今後も引き続き交渉をしてまいりまいりたいと考えております。なお、詳細については決算報告書をご覧をいただきまして、皆様のさらなるご支援を賜りますようお願いをするものであります。

次に報告第6号は、平成27年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告についてでございまして、別紙決算報告書の損益計算書をご覧いただきますと、売上高は1億8,678万2,063円、売上原価等を差し引いた当該純損失金額は358万2,997円となったところであります。4ページの利用状況をご覧いただきますと、休憩と宿泊をあわせての利用者数は3万2,019人、前年度比で408人の増となっております。利用者数は増加をしたものの、売上が減少をしております。村民の皆さんの利用は引き続き伸びておるところであります。地区別利用状況は前年度比で452人7.6パーセントの増となっています。3ページの日帰り入浴につきましても、4万4,153人で4,284人の増、売上高は1,430万9,000円で129万9,000円の増となっています。また6ページから7ページの昼食を提供するさざなみや、法要の実績についても徐々に伸びてきております。村民の利用については、村民の高齢者へお配りをしております利用券の影響もあってかと思いますが、年々利用される方が増加し、成果が出ているものと考えております。引き続き、村民の皆さんの憩の場として、ご愛顧いただくようお願いを申し上げるものでございます。

今後は経営や経理面につきまして、理事会や評議員会からさまざまご意見をいただくとともに、利用された方のアンケートなど利用者の視点からのご意見も踏まえながら、職員一同より良いサービスの提供を目指してまいりたいと考えます。特に女性の視点から頂戴するアドバイスには、ちょっとした心づかいできることも多く見受けられます。お客様の視点に立つべく、職員にも実践するよう指示をしているところでございまして、サービス提供する施設であることを再認識し、さらなるレベルアップをはかりながら村民から親しまれるうなばら荘を目指す所存であります。

施設につきましては、西部広域行政管理組合の所有でございますが、28年度、29年度にかけて風呂等の修繕を行う予定だということでございまして、施設面でもお客様が利用しやすいうなばら荘をめざしたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いを申し上げるものであります。

詳細については決算報告書をご覧いただきまして、皆様のさらなるご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

次に報告第7号、長期継続契約についてですが、日吉津村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づいて、新たに長期継続契約を締結した案件を、この度の議会に、別紙報告書を付しまして報告するものであります。案件は3件ございます。1件目は公用車1台をリース契約により配備したものです。契約の相手方はトヨタレンタリース、契約金額は月額3万9,420円、契約期間は5年間であります。2件目は村内核施設に複写機8台、印刷機3台、ヴィレステひえづにコインキット1台を賃貸契約により設置したものであります。契約の相手方は米子市の株式会社KOA、契約金額は月額16万6,536円でございまして、契約期間はこれも5年間であります。これまで機器ごとに単独契約をしていたものを、一括契約することで以前の契約より契約額を安く抑えることができたというふうに考えるところでございます。3件目は各施設の電気工作物の保安管理業務であります。役場庁舎、トレセン、小学校等村内公共施設にあります受電設備、配電設備、発電設備等、電気工作物の保安業務を委託するものであります。契約の相手方は広島市の中国電気保安協会、契約金額は年額118万6,628円、契約期間は5年間であります。詳細については添付をしております一覧表をごらんいただきまして、長期継続契約の報告とさせていただきます。以上で報告第3号から第7号までの報告とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋井　満義君）　報告が終わりました。これから質疑を行いますが、質疑は報告3号から報告7号まで、各報告ごとに行います。

まず、報告第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

○議員（8番　井藤　稔君）　8番、井藤です。土地開発公社の関係ですかいね。

○議長（橋井　満義君）　報告3号は一般会計繰越明許費。

○議員（8番　井藤　稔君）　すみません。間違えました。

○議長（橋井　満義君）　はい、ほかにありませんか。

はい、江田議員。

○議員（6番　江田　加代君）　6番、江田です。総務費のマイナンバーに関わる繰越明許についてですけれども、事業総額に対して国からの負担金が530万、あと残りは地方債と一般財源ということですけれども、この地方債と一般財源というのは日吉津村が支払っていくことでしょうか。それとも地方交付税措置とかそういうものが期待できるものなんでしょうか。

○議長（橋井　満義君）　高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 江田議員のご質問にお答えします。地方債並びに一般財源について
は村が支払うもので、交付税措置については特に地方交付税ということで、マイナンバーについて
はあるようには思っておりますけれども、どういうかたちでというのはちょっとわたしの方で
は今のところしておりません。

○議長（橋井 満義君） 江田議員よろしいですか。

はい、ほかありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

次、報告第4号の質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 一点だけ伺いたいと思います。あの、経営健全化計画の進捗状況と
いうことで説明をいただきました。平成28年度で4,800万円ほど先送りということなんですが
れども、この経営化健全化計画も一応平成29年度をもって終了ということですので、このあたり
どうですか、本当に目安がついておるんでしょうか。このあたりをちょっとお聞きしたいと思
います。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○課長（高田 直人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。4,800万については28年度に繰
越ということで28年度に行う予定ですけれども、一応予定ということで、29年度に終了とい
うことですので、今第3者の方との交渉等もありますし、その辺を今現在進めておるところで29
年度に終了する予定にしております。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。以前からちょっと気にはなってたんですけど
も、この土地開発公社の決算の報告書の様式ですけれども、これは土地開発公社理事会の資料で
すよね。これはあの、次あるように開発公社とかうなばら荘のようにきちんと決算報告という様
式にそってされるのが筋でないかというふうに考えますが、この点はどうなんでしょうか。これ
はあの少し簡略というか、そういう方向付けでなっているのかなと思いますけれども、どうお考
えでしょうか。

○議長（橋井 満義君） はい、高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。あの、これを上げる際にですね、例年こういうかたちで上がっておりましたので、上げましたけれども、まあ、ひえづ物産それとかうなばら荘についても決算報告書ということで上がっておりますので、この辺については担当とも相談して、一応変更していかないといけないかなという検討はしております、「あの、土地開発公社の規定があるけんな、報告については」と呼ぶものあり】一応決算書はあるということではありますけれども、一応開発公社の規定に基づいて今やっているということで、その辺をちょっと調べさせていただきたいという具合に思います。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） わかりましたけれども、自治法によりますと行政がもらって出していくということにはなるんですけども、それをそのままということではなくて、やはりそれ行政が付けなければならぬ、皆さんに説明をしていく資料をまた別に付けて報告書として出すというふうになつてるとわたしは解釈をしております。その点も今後考えていただきたい、もう少しわかりやすい資料としていただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

次、報告第5号の質疑を行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。一点だけ伺いたいと思います。空き店舗の関係ですね。14坪ほどということだったでしょうか。あるということで、引き続き努力はしておられると思いますけれども、これはいつごろから空き店舗になっておりますでしょうか。それと、具体的には現在どういうような努力しておられるんかなと、具体的にそれ一つ回答いただきたいと思いますけれども。

○議長（橋井 満義君） 石村長。

○村長（石 操君） 空き店舗がございまして、ちょっと空いた年代は、年数は確認をいたしておりませんけれども、今年はさいわい黒字になったということで、それは今年は経費が節減できたということで黒字になっております。去年が単年度ですけれども、赤字になったということであります。これまで、17期の中で税引き後の赤字は去年が初めてだったと思っています。それまでは税引き前の立ち上げ当時は、税引き前の黒字という、なんとも苦しい表現でやってきました

けれども、まあ1億4,000万を借り入れて残りが2,600万ぐらいになっていますので、17期の内に順調に返済は進んできたということで、事業が順調に展開をしてきたということですが、いまの14坪の空き店舗については、具体的にこれまで何年か外の業者さんに出店を要請をしておるのが一つと、それから店内の既存の出店者に店を拡張されませんかというお願いをしておるのが一つ、それから臨時の短期間ここを貸してほしいというようなことにも対応しておるというのが実態でございまして、質問のように早く14坪のものを埋め、入店者が決まれば黒字化が確実にできるということになりますので、今具体的に交渉をいたしておりますのはパン屋さんを交渉をしておるというのが実態であります。以上です。

○議長（橋井　満義君）　はい、井藤議員。

○議員（8番　井藤　稔君）　もう少しちょっとお聞きしたいと思いますけど、個別にですね、心当たりとのいろいろ依頼されたり、あるいは店内のすでにある業者にもう少し抜けないかということなんでしょうけど、あるいは臨時にといういろいろやっておられるようなんですかけども、あのたとえばですけれども、まだまだ募集方法があるんじゃないだろうかという気がするわけです。たとえば広報されたり、そんなしほったようなことせずにですね、借り受けたいという人が、これだけあれだけ人が集まる場所ですので、中のすでに契約がある業者に限らず、もうひとつ幅広くやっていただいたらどうかなという気がするんですけど、その点どうでしようか。

○議長（橋井　満義君）　石村長。

○村長（石　操君）　おっしゃるとおりであります、この度の理事会でも改めてその空き店舗については啓発をし直そうということにしておりますが、人と初期投資をつけていかないといけん。入店される側は人と初期投資をつけなければならぬということがありますので、それは一定の条件を今いらっしゃる方はクリアをしてやっていらっしゃるということですので、かなりハードルが高いというふうに思っております。

で、あの、さっきも申し上げましたように、短期間、期間を区切って安い低額な借り受け料を払っていただいて、それから電気、光熱水費は自前で払っていただくという条件で貸し付けをしておる実態もありますので、どちらかといえばその14坪全部を借りていただくというのはなかなか難しさがあるかなあと思ってますが、まあ臨時的な使い方は多少希望はあるかも知れませんけれども、一定の使用料と人件費は自分で持てていただかなければならぬということがありますので、それを前提にしながら啓発をしていくように理事会で賜っておりますので、そのような取組みをもてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 貸店舗について、賃貸料は100パーセント入っていますか。

○議長（橋井 満義君） はい、村長。

○村長（石 操君） あの、貸店舗については、3年ごとに見直しをしながらやってますけれども、ですから当初より多少値段を下げるということがあります、これは未収など一切ありませんので、順調に賃料を払っていただいて今の運営になっておるということでございます。

○議長（橋井 満義君） ほか、ありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

次、報告第6号の質疑をおこないます。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。貸借対照表の中からですけれども、ここに流用資産というのがあります。で、これについての付帯説明というのがほしいです。これは先ほどありました土地開発公社は付けてありますよね、そういうものをこういう報告をされる時には、今後付けていただきたいということです。一つひとつをなんでしょうか、なんでしょうかということで説明をきかなくてもわかると思いますので、その点をしてほしいということ、で、今回よろしくお願ひします。現金預金の所を特に、なにと、なにと、なにということと、今回有形固定資産で最後に説明がついてますね。会計士さんが変わったということで出されていますけれども、有形固定資産の原価償却が88万3,660円ということが出ております。これあの、どういうふうにこのものが変わって1円になったのかということ、たぶん車も償却が入ってるのかなとは思いますが、そういうところの説明を願います。それと損益計算書の特別損失というのは何でしょうか。

それともうひとつ、次はぐっていただきまして、販売品及び一般管理費の内訳書が付いておりますけれども、施設使用料が2,300いくらということになっております。これは当初、一般財団になった時に定額の2,500万ということをお聞きしておりますけれども、まあ、安くなるということはいいことかもわかりませんが、その点の説明も願います。

○議長（橋井 満義君） はい、村長。

○村長（石 操君） あの、貸借対照表のそれぞれの個別の明細の資料は、ぼくはあの鳥取県の農

業共済組合連合会のいわゆる会計監査を1期と理事もしましたけれども、会計監査の時は膨大な資料を見せてもらって、そのチェックをしていきますが、その監査結果は監査の決算書にもって監査意見書を添付してそれで質疑を受けるということでありましたが、ここでいちいちの明細をどこまで求められるのかということでは、基本的にはいらないのではないかというふうに思っておりまます。で、土地開発公社の土地の明細はこれは国の土地開発の先行取得の法律がありますので、その決算書ではその添付書類を付けるように求められていますので、付けておるという実態でございますので、このような説明でひとつひとつの中身については、質疑の中でお答えをすると、事前に資料をいちいち添付をするということではないというふうに思っていますし、特別損失の517万6,300円これ誠に申し訳ないですけれども、法人が変わった際の2期には会計の、われわれがいう2年度には、法人税の支払いが猶予されるという規定があったわけですけれども、その規定の読みがあまかったということで、実はこの一般財団法人うなばら福祉事業団の組織の、従来の組織から変わった時には、3月の終わりに変わっていますね、その3月の終わりという短い期間、3月31日までの短期間が1期だということの税法上の税務署の指導があってですね、変わるまでの間は年度の間は、4月から3月の途中までの間は、消費税の対象だということで指摘がありましたので、特別損失にあげましたけれども、過年度分、いわゆるうなばら一般財団法人を立ち上げ時の消費税がそこに出たということで後払いになったということで、非常に申し訳ない結果を出したところであります。

それから施設の利用料の2,314万8,000円なにがしにつきましては、定額2,500万ですけれども、消費税をひいたものがここに計上をされておるという内容でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

固定資産は自動車を過去から営業の自動車をもっていましたので、それを上げて、年数がたっておりまますので残価なしにしたということだと思って理解をしております。工具器具の備品は、フロンサーという会計チェックの、会計のお金を出し入れする、あれがリースのやつと備品のやつがございましてですね、フロンサーが備品台帳に備品として残っておるというところであります。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

○議員（5番 三島 尋子君） すみません。説明をしてほしいです。流動資産の。

○議長（橋井 満義君） はい、流動資産の説明が残ってます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 流動資産のご説明ということで、現金及び預金につきましては現金

が 169 万 9,436 円、それから利用券ということで 84 万 6,500 円、預金ということで 2,443 万 2,019 円ということあります。それから主なものということで売掛金については、農協観光それからビザ、JCB 等の分があります。それから未収金につきましては受託の販売手数料とか売店ということで載せております。それから商品ということで飲料、売店、喫茶の部分が載せてあります。それから原材料ということで厨房の材料ということであります。それから貯蔵品については消耗品ということあります。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。昨年はこの決算を出された時にですね、27年度 1,800 万の赤字ということで、1,800 万が繰入はしております。補助金として出してありますけれども、その中で清算をされて残ったものは返還金として一般会計に返納されています。これは今回はされていないのではないかというふうに考えています。その点、どういうことでそういう考え方になったのかということをお聞きします。

○議長（橋井 満義君） はい、高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） えっと、平成 26 年度につきましては、当初 2,500 万ということで概算でお支払をして、清算ということで 400 万ほどの返還金がございましてけれども、27 年度には 1,800 万についての返還金はないということあります。で、その 400 万返還があった分については先ほど村長が説明があったように消費税の関係があって、その時に支払をしておりませんので、今回支払った 500 万との絡みがあったのではないかという具合に解釈しております。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） そうしますと、あのもう 1 件、純資産の計算のところですけれども、普通ですと 1,800 万の損益というのがこれまで上がってきたと思うんですね。それが今回、資本金を引いて 350 万いくらというふうになっていますけれども、ここのあたりがどういうふうでこんなようになったのかということ。

それともうこれ 3 回目ですのでひとつすみません。これは村長自体にお聞きしますけれども、先般かがやき学級で皆さんに講話をされまして、それをテレビで拝見をしました。その時うなばら荘のことについて説明をされておりまして、まあ皆さんによく理解をしていただくという面ではいいことかなということを思いましたが、その中でされている内容についてちょっとわたしは引っかかりました。それは今回 27 年度に 1,800 万の赤字か出でるけれども、公益組合に 2,500

万を支払いをしてあるのでそれを差し引きすると 700 万の黒字というふうに皆さん考えていただいたらしいと思います。というお話をされておりましたその点についてお伺いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） はい、村長。

○村長（石 操君） ちょっと今頭で整理ができませんけれども、数字的なものを、単年度収支はそんなに赤字になっていないという見方をしています。2,500 万は広域の支払い手数料と施設使用料として払いますけれども、これは 10 年間 2,500 万を定額で払うということですけれども、この 2,500 万はうなばら荘の施設の改修費に使うということで限定がしてあります。うなばら荘のことのみに使うということで限定がしてありますので、それを前提に 28 と 29 は初期投資を先行してやることですので、言ってみればうなばら荘を改築をしてもらう財源にあたっておるということですので、単年度収支はそんなにそんなに悪い数字ではないという、その 2,500 を除けば悪い数字ではないというふうに思っていますし、2,500 は施設が改修されるということでお話しでございます。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 純資産の部ということですけれども、くわしい簿記がちょっとわかりませんので、どう説明していいかわかりませんけれども、要は損益計算書で登記の純損失が 658 万ほどありましたので、その資本金が 300 万あるということで純資産の差額分は 358 万ということがこここのところで説明をしてあるということに理解をしております。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

江田議員。

○議員（6 番 江田 加代君） 6 番、江田です。この貸借対照表についてお聞きしますけれども、未払い金の合計が 3,000 万くらいあります。それで指定管理者納入金のお話しが今ありましたけれども、施設利用料が、これが未払いになっていてこの 3,000 万の中にはいっているのか。この指定管理者納入金はこの貸借対照表においてはどこに計上されているのかなという辺を、それから村からの補助金ですけれども、1,800 万円の、これはこの貸借対照表の中ではどこに計上されていて、もしかして現金及び預金の中にはいっているのかなと思ったりしたんですけども、そのあたりおしえて下さい。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 未払金につきましては、約 2,200 万ということですけれども、まあ

細かいのがいっぱいありますのでそれは省略させていただきますけれども、この中にですね、じつは 2,500 万の施設使用料は 3 カ月分を 27 年 7 月に 625 万払っておりまして、残りの 1,875 万を支払うために、こちらの方に未払金として載っております。28 年の 4 月に全額支払いということになっておりますので、ここでは未払金の方に載ってきているということあります。それから 1,800 万の村補助については、こちらの方には載っておりませんで、損益計算書の方の特別利益ということで載っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6 番 江田 加代君） いろいろお聞かせいただきました。それでわたし単純にたとえば村からの 1,800 万円の補助金を投入しても、結局赤字を出してしまったということなんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） あの結果的に 26 年度分の消費税も支払っておりますので、1,800 万を投入しても結果的に純損失ということで、300 万程度の赤が出たということあります。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（橋井 満義君） ほかにないようですので質疑を終わります。

次、報告第 7 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番、井藤です。長期契約の、継続契約の関係でちょっと質問させていただきたいと思いますけれども、ここ契約金額等が書いてありますけれども、やはり業務の簡略化とそれと契約金の下げるという二つのメリットがあるということで説明していただいたわけですけれども、具体的にどの程度の、もし出しておられればお聞きしたいと思います。具体的にどの程度の定額になるんでしょうか。これ一つ。

もう一つは、事業、三つあるうちの一番下の、自家用電気工作物保安管理業務委託料というのがありますよね、これが、契約相手が中国電気保安協会ということで、広島市中区小町というでしょうか、ということになっておりますけれども、これ、たとえば緊急時の対応なんかも含まれておるんでしょうか、契約内容に。それで、可能なんでしょうか。営業所はこちらの方にあるんでしょうか。その辺をちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。どれだけ減額になっているのかというのは、今、手元に資料がありませんのでまた後ほどということでお願いしたいと思います。

それから委託料の部分ですけれども、中国電気保安協会の緊急時は対応できるということありますし、営業所がこちらの方にありますのですぐ対応していただくようにしております。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第3号から7号までを終わります。

ここで暫時休憩を行います。再開は10時25分より行います。

休憩にはいります。

午前10時13分 休憩

午前10時25分 再開

日程第9 報告第8号

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を行います。

日程第9、報告第8号行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究についてを議題といたします。行財政・議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

江田委員長。

○行財政・議会改革調査特別委員長（江田 加代君） 6番、江田です。会議規則第77条の規定により、行財政・議会改革調査特別委員会の報告をいたします。

報告第8号、日吉津村議会議長橋井満義様。行財政・議会改革調査特別委員会委員長江田加代。行財政・議会改革調査特別委員会報告。最初に行財政調査部会の取組みについて報告いたします。行財政部会は行政サービスの質の向上、財政面での経費節減及びより高い効率性を目指す行財政改革を検証し、調査することを目的としております。これまでうなばら荘やヴィレステひえづの

視察、関係者との意見交換、日吉津村地方創生総合戦略についての検討などを行ってまいりました。今議会にうなばら荘の平成 27 年度事業実施報告、決算報告書が提出されたところです。この報告を基にうなばら荘支配人はじめとする関係者との意見交換を計画しています。また、地方創生交付金を使った事業が村づくりの前進に活かされていくよう行財政部会として追跡調査に取組んでいきます。今後も引き続き、村民のご意見を反映した行財政改革を提言できるよう調査研究を重ねてまいります。

次に議会改革調査部会の報告をいたします。議会各調査部会はこれまで 15 回の部会を開催し、日吉津村議会基本条例案の策定に取り組んできました。5 月 23 日の部会で当面の目標としていた議会基本条例の本文と各条文の解説のたたき台案の作成を完了し、6 月 7 日全議員に配布しました。今後は全議員で検討を加えてまいります。先月末、町村議会議長副議長研修会に参加しましたが、これから町村議会を考えるというテーマの講演を聞きました。印象に残ったのは映画で学ぶ地方自治の話です。二十四の瞳効果の多様性と 12 人の陪審員がモデルの映画、12 人の怒れる男たちの効果の意見は変わる。オセロ的発生を脱却する効果は、白か黒ではなく議論をする中で霧が晴れて論点が整理され明確になる。行政は縦割り、議会は合議体、議会の活発な討論を見て住民は自分の意見をまとめ与論を形成していく。議会は市民の意識向上をはかっていく役割を担っている。そして、改革は目的ではなく改革の目的は、住民自治を進めていくこと。そして動きだすことであるという心に染み入る講演でした。

日吉津村議会では、これから個性豊かな 10 人の議員の共同作業により、日吉津村議会基本条例の中身が豊かになっていきます。二十四の瞳効果、12 人の怒れる男効果を期待しています。

今後の流れは 6 月 24 日、関西学院大学法学部教授の森脇俊雅先生をお迎えして、全議員対象の研修会を行います。そして、行政執行部としっかり意見を交換した上の内容の調整、パブリックコメントの募集、自治会説明会、森脇先生の村民を対象にした講演会などを行い、12 月議会での議員発議を目標に取組んでいく計画としています。以上報告を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で行財政・議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第 10 報告第 9 号

○議長（橋井 満義君） 次、日程第 10、報告第 9 号総務経済常任委員会の調査研究についてを議題といたします。総務経済常任委員長の報告を求めます。

加藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（加藤 修君） 総務経済常任委員長の加藤です。

報告第9号、日吉津村議会議長橋井満義様。委員会調査報告書、本委員会に付託されました調査事件について調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

総務経済常任委員会閉会中の継続調査報告。日時、平成28年5月13日16時より、場所、村内。調査事件、村内の住環境調査について、出席者、総務経済常任委員5名、事務局長、建設産業課、以上7名であります。

王子製紙東側、上口2区、新規下水道工事予定箇所及び今吉新築工事現場を視察をいたしました。まとめとして、村内の開発箇所を視察したが利子補助、待機児童ゼロの理由で新築される方が多いとのことでした。定住促進安定化事業が着実に効果を上げていると感じたところであります。以上で報告を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で総務経済常任委員長の報告を終わります。

日程第11 報告第10号

○議長（橋井 満義君） 次、日程第11、報告第10号教育民生常任委員会の調査研究についてを議題といたします。教育民生常任委員長の報告を求めます。

松本委員長。

○教育民生常任委員長（松本 二三子君） 教育民生常任委員長の松本です。

報告第10号、日吉津村議会議長橋井満義様。委員会調査報告書、本委員会に付託された調査事件について調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以前より閉会中の継続審査としておりました、村内視察に平成28年5月10日火曜日、午前中の間ですけれども行かせていただきました。場所としまして、日吉津村児童館、地域密着型介護老人福祉施設特別養護老人ホームきずな、こちらのふたつに行かしてもらいました。

出席者は教育民生常任委員5名。児童館の方はですね、教育民生常任委員が5名、議会事務局長、行政より6名参加いただきました。きずなの方が常任委員5名と事務局長、福祉保健課長もいっしょに行っていただきました。児童館の方に先に行きまして、児童館の様子や小学校と児童館との連携についてなど聞きました、4月から着任されました矢倉校長にも参加いただきました、小学校の経営方針など聞かせていただきました。また、トイレの現状も視察させてもらって説明を受け、こちらは予算が通って修繕、増築に取りかかることになっております。その後に各議員からの質問も受けさせていただきました。

つづきまして村内の福祉施設としましてきずなに伺い、施設を見学し説明を受けました。28年の4月に申込者が33件あったそうですけれども、こちらはすべて待機者ということになっていまして、今満杯だそうです。村に何か要望はありますかと聞きましたところ特別にはありませんが、地域密着型ですので歌をうたったり等のボランティアに来てくれるとありがたいというお話しでした。実際に足を運んで話を聞いて気づくこともたくさんありましたので、今後とも村内視察を続けて、村の教育、福祉などがより良いものになるように取組みたいと感じました。以上です。

○議長（橋井 満義君） 以上で教育民生常任委員長の報告を終わります。

日程第12 議案第30号

○議長（橋井 満義君） 日程第12、議案第30号専決処分の承認を求めるについて（日吉津村税条例等の一部を改正する条例について）を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました議案第30号日吉津村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について説明を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成28年3月31日を期日として専決処分を行ったものでございまして、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、一部を除いて平成28年4月1日から施行されたことに伴う改正でございます。

主な改正点を申し上げます。まず、改正行政不服審査法に関する改正ですが、第18条の2については、改正行政不服審査法の施行に伴う文言の整理を行うものであります。

次に村民税に関する改正であります。第34条の4については法人税割の制限税率を100分の12.1から100分の8.4に引き下げるものであります。また、第43条、第48条及び第50号については、修正申告等の場合における延滞金の計算期間の見直しを行うものでございます。

次に固定資産税に関する改正であります。附則第10条の2については地域決定型地方財政特例措置を講じ、この特例措置による課税標準価格を課税標準価格に2分の1から3分の2までの減額割合を乗じた価格とすることとしたものでございます。

次に軽自動車税に関する改正でございます。第81条の3、第81条の4及び附則第15条の6については、課税標準、税率など環境性能割の創設に関わるものであります。附則第15条の2から附則第15条の4については、環境性能割の賦課徴収減免申告納付の特例に関わるものであります。

ます。附則第16条及び第2条の規定については、種別割りの税率の特例に関わるものであります。また、第18条の3、第80条、第80条の2、第81条、第81条の2、第82条及び第83条から91条までについては、制度改正に伴う条文の整理をするものであります。

次に村たばこ税に関する改正であります。附則第5条については、平成27年改正条例の経過措置にかかる文言の整理を行うものであります。

以上が主な改正点でありますので、議案第30号の説明とさせていただきまして、専決処分についてご承認を賜りますようよろしくお願いをするものであります。

○議長（橋井　満義君）　以上で提案説明を終わります。

日程第13　議案第31号

○議長（橋井　満義君）　次、日程第13、議案第31号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算第2回についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、村長

○村長（石　操君）　ただいま議題となりました議案第31号の平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）について説明を申し上げます。歳入歳出それぞれ705万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,727万5,000円とするものであります。

歳出の主なものから申し上げますと、初めに6ページをご覧いただきたいと思いますけれども、第2款の総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の負担金補助及び交付金で139万3,000円を計上いたしておりますが、これはマイナンバーカード交付事務における国からの交付金上限見込み額が決定されたことによるものが主なものです。

次に7ページでありますが、同款、同項、第5目の企画費の需用費で21万円を計上しておりますが、これは移住定住のPR強化のためのパンフレットを作成をするものであります。

次に同款、同項、第6目、交通安全対策費の工事請負費で48万5,000円を計上いたしておりますが、これは自治連合会で確認をさせていただいた要望箇所へカーブミラーを設置するものであります。

次に8ページでございますけれども、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費では382万1,000円を計上いたしておりますが、これは地方創生加速化交付金第2次募集におけるワークライフバランス支援事業を実施するものであります。詳細につきましては、補正予算

説明資料をご覧いただければと思いますが、働きやすい場所職場づくりにかかるアンケート調査や、地域で婚活を考える講演会の開催などに伴うものを計上するものであります。

次に 9 ページをご覧いただきますと、同款第 3 項の生活保護費、第 1 目生活保護総務費及び第 2 目の生活保護扶助費では、財源振替を行っております。これは生活困窮者自立相談支援事業における県の就労支援設置負担金が国庫負担金の対象となったもので、並びに生活保護費の返還金が発生したことによる財源を振り替えるものであります。

次に 10 ページでありますけれども、第 8 款消防費、第 1 項の消防費、第 2 目の災害対策費では、68 万 9,000 円を計上いたしておりますが、これは熊本地震への職員派遣のための旅費等であります。あわせて熊本地震への物資支援として、アルファ米を提供したため備蓄品の補充を行うものであります。

また、全体を通して職員の人事費関係につきましては、4 月 1 日の人事異動に伴う補正といたしておりますところであります。

次に歳入でありますけれども、1 ページをご覧いただきますと第 13 款の国庫支出金、第 1 項の国庫負担金、第 1 目の民生費国庫負担金では、財源振替とした生活困窮者自立相談支援事業等負担金 17 万 6,000 円を計上いたしております。同款第 2 項国庫補助金、第 1 目で総務費国庫補助金では、マイナンバー関連のシステム整備補助金 139 万 3,000 円と地方創生加速化交付金 405 万円を計上いたしております。第 19 款の諸収入の第 5 項雑入、第 1 目雑入では、財源振替とした生活保護費返還金 14 万円を計上しております。第 17 款の繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目の財政調整基金繰入金で 120 万 6,000 円を繰り入れて充当し、調整をしたところであります。

以上が議案第 31 号の提案概要の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

○議長（橋井 満義君） 以上で提案説明を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

なお、次回の本会議は明日 6 月 8 日午前 9 時より議案質疑を行いますので議場にご参集下さい。本日はこれをもって散会いたします。

午前 10 時 50 分 散会
